

平成30年度 京都府社会福祉協議会 福祉業界1Dayチャレンジ 見学・職場体験事業 実施要領

1 目的

社会福祉施設・事業所等に就職を希望する者または福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して、福祉・介護サービスの職場体験を行う機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ることができる環境をつくり、福祉分野への人材の参入を促進することを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人京都府社会福祉協議会（京都府委託事業）

3 対象者

京都府内の社会福祉施設・事業所等に就職を希望する者または京都府内に在住する福祉・介護の仕事に関心を有する者（高校生以上とする）

4 対象者の参加条件

- (1) 1Dayチャレンジの参加にあたって福祉資格は必要としない。
- (2) 1Dayチャレンジに係る給与は支給しない。
- (3) 1Dayチャレンジへの参加回数は制限しない。ただし、同一施設では1回限りとする。

5 実施事業者

受入れを希望する社会福祉施設（保育園・介護保険事業所等）は、当会福祉人材・研修センター（以下「センター」という）に対し、年度毎に申請を行い実施事業所として登録を行った施設・事業所とする。

6 期間

1Dayチャレンジの事業所登録期間および見学・体験実施期間は、下記のとおりとする。

登録・実施期間

平成30年4月2日（月）～平成31年3月29日（金）

7 1Dayチャレンジの内容

(1) 見学

事業所の概要及び職員の仕事の様子を見てもらう。（2～3時間）

(2) 就業体験（例示）

事業所での仕事を体験してもらう。（半日以上、1日未満）

- ① 介護・介助・自立支援・療育・養護・養育・保育などの職場体験
- ② 散歩の付き添い、行事への参加などの交流体験
- ③ 掃除、洗濯などの職員の補助業務体験

※受入施設は希望者の資格の有無、就労経験等を勘案して①～③を組み合わせ、プログラム作成すること。

8 実施方法

- (1) 1Dayチャレンジを行う施設・事業所（以下「実施施設」という）の長は、センター所長あて、別紙様式1「福祉業界1Dayチャレンジ【施設見学・就業体験】事業の受入事業所

登録届出書」と別紙様式2「福祉業界1Dayチャレンジ事業計画書」を添付して登録を行うものとする。

- (2) 1Dayチャレンジを希望する者（以下「申込者」という）については、本センターが配布する（1）に基づく実施施設リスト（京都府福祉人材・研修センターのホームページ）から、見学・体験を希望する施設を、別紙様式4、チラシ裏面の「福祉業界1Dayチャレンジ【施設見学・就業体験】申込書」に記入の上、センターあてに提出するものとする。
 - ①高校生は所属する学校を通じて申し込みを行うものとする。
 - ②高校生以外の方は個別に申し込みを行うものとする。
- (3) センターは、見学・職場体験の内容を確認のうえ、別紙様式5「福祉業界1Dayチャレンジ【施設見学・就業体験】紹介票」を実施事業所の長あてに郵送するものとする。
- (4) センターは、申込者あてに別紙様式6「福祉業界1Dayチャレンジ【施設見学・就業体験】受入決定通知書」により、受入日時や体験内容、留意事項の通知を行うものとする。
- (5) 見学・体験終了後、実施施設の長はセンター所長あてに別紙様式7「福祉業界1Dayチャレンジ【施設見学・就業体験】実施報告書」に必要書類を添付して提出するものとする。
- (6) 事業実施にあたって生じた申込者の傷害や事故については、センターが加入する行事参加者傷害保険の範囲で補償を行うものとする。

9 個人情報の取り扱い

本事業における個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、「社会福祉法人京都府社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき適正に管理する。

10 その他

- (1) 見学・体験は、実習と異なることから、原則として申込者の評価はしない。
- (2) 実施施設は、天災や施設行事等のやむを得ない事情により、計画日に受け入れができなかった場合は、振替日を計画することとし、センターに連絡し了解を得る。
- (3) 実施施設が見学・職場体験希望者に対して、検便や健康診断等を求める場合は、直接申込者に指示し、その際発生する費用は申込者が負担することとするが、なるべく負担額が少なくなるよう、必要最小限の検査とする。

<参考> 福祉業界1Dayチャレンジ（職場体験事業）実施の流れ

